

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 阿部 崇史

論文題目 自律基底的運の平等主義の社会構想

本論文は近年とくに英語圏の政治哲学界で議論が深まっている平等の規範理論について、これまでの議論を整理しその問題点を論じるとともに、平等の正当化についてのより優れた考え方を提示することを目的とするものである。本論文の第 1 章が指摘するように、これまで政治哲学上の平等論における議論の中心に「運の平等主義(luck egalitarianism)」の系統があり、これは不平等の原因を本人の選択によるものと運によるものに二分し、運による場合のみを補償の対象にする「運の中立化」の考え方と一般に解されている。運の平等主義は、平等主義に立ちながら、リバタリアンや保守派からの批判に応答することができるために、広く支持されてきた。これに対する批判的な立場として「関係論的平等主義」がある(S. シェフラー、E. アンダーソンら)。この立場からは、運の平等主義に従えば少しでも選択の要素が含まれる場合に補償を拒否することになるのは過酷であり公正さを欠くとする批判(「過酷性批判」)、および運の平等主義が事後的な補償と個人的救済のみを論じ、不平等の原因となっている社会構造の変革から眼を逸らすとする批判(「補償アプローチ批判」)がなされてきた。

本論文の第 2 章では、平等主義を「目的論的平等主義」と「義務論的平等主義」に二分する。前者は平等が達成されている事態に着目しそれ自体をよしとするもので、運の平等主義の多くが採用する考え方である。それに対して後者は結果としてもたらされる事態が平等であるか否かの評価ではなく、道徳的人格に対する平等な尊重を主張するものであり、関係論的平等主義が採用する考え方である。本論文の立場は「義務論的平等主義」を採り、なおかつ運の平等主義を作り替えてそのなかに人格の平等性という契機を取り込もうとするものである。

第 3 章では、本論文の立場として、先の義務論にもとづく「自律基底的運の平等主義」の構想が提示される。そのために、行為者が自らにとって価値ある生き方を構想し追求する責任として「行為者性行使責任」が位置づけられる。そのうえで自律的人格にとって適切な選択責任のあり方を、スキャンロンの「選択の価値説」にもとづいて帰属責任と実質的責任とに区分する。そして自律的人格にとって選択が引き起こした結果を引き受けることができるのは「適切な諸条件を満たした選択肢集合」が存在する場合のみであり、このことを見逃

してきた運の平等主義の問題点を指摘する。また、選択の価値説のメリットとして、実質的責任を、社会と個人のあいだの分担として捉えることを挙げている。すなわち、まず諸個人が行為者性行使責任を担い、社会の側は諸個人が行為者性を発揮できるように適切な価値を有する選択肢集合を提示する責任を負う。そのうえでさらに諸個人が帰結引き受け責任を負うという分担である。

この章の後半で、本論文は選択肢集合を積極的に提示する戦略ではなく、選択肢集合の価値を損ねる要因を指定しこれに対処する消極的戦略を取るとして自己限定を行っている。消極的戦略で問題になるのは補償を行う際のベースラインを何に求めるかである。ここで本論文は、運の平等主義において通常運として一括されているもののなかに、事故のように単にリスクによるものと、偶然的な属性によるもの(たとえばエスニシティやジェンダー)とを区別する。前者において補償のベースラインは不利益が生じる前を基準にできるが、後者についてはもともと特定の属性に低いラインが置かれていたものであり、ベースラインを求めることに困難があることが指摘される。

第4章では、自律基底的運の平等主義からするリスクに対する補償の原理を論じる。ここではまず運の平等主義に見られる、選択的運(option luck)と厳然たる運(brute luck)の二元論的区別への疑問が提示され、この区別をもとに少しでも選択の契機が含まれるならば補償をしないという問題が生じることを指摘する(過酷性批判)。さらに選択による運による不幸の場合、過酷性を緩和するためベーシックニーズ分の最低限の補償をするという十分主義的な立場もあるが、そのことによって原理間の矛盾を生じるとする。一方、自律基底的運の平等主義においては、十分主義的な補償を行っても、それは個人の自律的行為者性を保障するためになされるのであって、義務論的平等主義の価値に沿うものであり原理の矛盾を伴わない。

またこの章では、「活動内在的運」と「活動外在的運」の区別が導入される。前者はたとえば株式投資のようにリスクを伴うことがその行為の本質であり、不利益を受けた者に補償をすれば行為の意味自体が失われる場合であって、補償の対象とすべきではない(ただしベーシックニーズの観点からする補償は別である)。それに対して後者は消防士が消火活動中に火傷を負うような場合であり、消防士になることが選択によるものであっても、火傷のリスクがなければ活動の意味が失われるわけではないので、補償の対象となる(厳然たる運に含まれる)。このような区別によって、自律基底的運の平等主義は過酷性批判に首尾一貫して応答できると論じられる。補償によって生じるコストは消防士のように社会的協働に必要な場合は社会全体がこれを負担するが、たとえば喫煙による疾患の場合は活動外在的運ではあるが、リスクを高める選択を行った者(喫煙者)が多くを負担すべきであるとされる。

リスクや偶然的な属性による不利益に対して社会全体がどこまで補償すべきであるかが、本論文の4章後半から5章にかけて論じられる。まず本論文はリスクに対する補償の程度を定める方法として、ドゥオーキンの有名な「仮想保険」の考え方を援用する。これはリスクに対して人々を平等に位置づけるための反実仮想的な条件設定とされる。この思考実験

は、それによって人々が自律を適切に遂行する環境を与えるという点で、自律基底的運の平等主義にふさわしいものである。その補償内容を定めるために、コスト・エフェクティブネス分析の手法が紹介されている。

続く第5章では、運の平等主義に対する関係論的平等主義からの「補償アプローチ批判」への応答が論じられる。ここではリスクとは異なる「偶然的な属性」による不利益への対処が対象となる。まず関係論的な立場を取る I.M.ヤングの議論に従い、従来の運の平等主義が「自らのコントロールの及ばない性質や環境を、運というブラックボックスに放り込む」ことにより、人々が有する選択肢集合を不当に制約しているのが不正な社会構造であることを見逃し、ただ不正の結果としての不利益を事後的に個人に対して補うに止まることを問題とする。この批判を受け止め、適切な社会構造を構築し不当に制約されることのない選択肢集合を与えることができるように、運の平等主義を作り替えることが本章の課題となる。

たしかに、運の平等主義に属する論者においても、R.アーネソンやG.A.コーエンのように、機会やアクセスを事前に平等化しようとする試みがあるが、本論文によれば、その方法が個人的補償に止まっているために、社会構造への介入は想定されておらず、十分とは言えない。一方、K.C.タンによる「制度的運の平等主義」はより社会構造の平等化に寄与するものとして取り上げられる。タンによれば、偶然的な属性を社会的不利益へと変換しないような社会構造を構築することが重要であり、正義原理はフォーマルおよびインフォーマルな制度の変更を要請する。本論文はこのような「制度的運の平等主義」に示唆を受け、これを望ましい方向と評価しつつも、タンが独自の分配原理を持たず、また正義にかなう社会構造の構築や変革に要するコストの問題を提起していないことを不十分とする。

本論文は、コストの問題に関して、二つの類型を独自に設け区別する。一つ目は社会構造における偶然的属性に依拠した不利な扱い(たとえば大学入試で女性を不利に採点するなど)の解消の場合である。これは偶然的属性を有する者の選択肢集合の価値を毀損することで、自律的人格への平等な尊重の理念に端的に違反するゆえに、コストを度外視して禁止ないし解消されるべきであると論じられる。他方で二つ目の社会構造レベルでの不利益発生防止のケース(たとえば自然災害の起こりやすい地域に生まれた人のための環境改善や、障害を有する人のための街路の整備など)では、該当する人の選択肢集合の価値を高める施策が必要だが、そのためのコストには限度があり、社会の他の成員の選択肢集合の価値を大きく引き下げるならば適切とは言えない。この場合の支払うべきコストの基準は、ドゥオーキンの仮想保険によって決められるのが適切だと論じられる。

本論文の意義は多様な面で認められる。まず、難解で知られる政治哲学の平等論の論争に深く踏み込み、関係する英語圏の論文を徹底して検討した論証の確かさが評価に値する。本論文は事例の的確な場合分けをもとに、きわめて明晰に問題を把握し、次々に緻密な論理を展開する仕方で書かれており、非常に高い完成度を有している。

つぎに英語圏の議論を踏まえつつ、独自の平等の政治哲学を展開したことである。日本におけるこの領域の研究は、英語圏の議論を紹介することに止まることが多かったが、本論文は独自の理論枠組みを駆使し、英語圏の議論にもない独創性を付け加えた。より内容に即して言えば、本論文は従来の「運の平等主義」対「関係論的平等主義」の対立を超える新たな地平を創造することを可能にした。すなわち、関係論側からの運の平等主義への批判を受け止め、関係論のメリットを生かすかたちで運の平等主義を根本的に作り替え、「運の中立化」や目的論的平等論に基づくものとは全く異なる新たなタイプの運の平等主義を作り上げた。このような点で世界的レベルでの理論的貢献のポテンシャルを有する論文であると評することができる。

さらに、本論文は理論的貢献に止まらず、社会構造の変革と個別の補償の両方に関し、コストへの配慮も含めて、実際の政策の指針ともなる規準を提示することにより、実践的な意義を有する点も特筆に値する。差別や格差に悩む現代社会にあって、規範的平等論への期待に応える論文としても評価に値する。

もとより、本論文にも不十分な点、残された課題が存在することもたしかである。とくに義務論を採り自律的行為者性にもとづいて理論を展開するゆえに、そのような自律が困難な人(たとえば重度の知的障害者)を平等論の点からどのように配慮するかという点については、本論文は未着手である。また差別論の文脈からみると問題を十分に把握しきれていない面もある。しかしこれらの点は本論文の欠点というよりは、今後期待される課題と言うべきものであり、本論文が達成したきわめて高い学術的価値を損なうものではない。

以上の諸点から、本審査委員会は本論文を、博士(学術)の学位を授与するにふさわしい論文と認める。

以上